

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則

平成11年7月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に定めるものを除くほか、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する事項について定めるものとする。

(技能職員の範囲)

第2条 この規則において「技能職員」とは、彩の国さいたま人づくり広域連合行政組織規則（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第1号）第9条に規定する技能職員をいう。

(勤務時間、休暇等)

第3条 技能職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日、休憩時間、休息時間、休日及び休暇については、広域連合長が別に定めるものを除くほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

(部分休業)

第4条 技能職員の部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条の適用を受ける職員の例による。

(給与及び旅費)

第5条 技能職員の給与及び旅費については、技能職員の給与等に関する規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第6号）の定めるところによる。

(退職)

第6条 技能職員は、退職しようとするときは、職員服務規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第2号）に定める辞職願を提出しなければならない。

(服務)

第7条 技能職員の服務については、職員服務規程及び職員当直規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第3号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。